

算定シートD

要請ア／売上高減少額方式／R3.3.1以降に開店

【大企業・中小企業等】

— 令和3年3月1日から令和4年2月28日の間に開店した店舗用 —

申請店舗名称(店舗名又は屋号)

○ 売上高減少額方式(1日当たりの支給額 最大20万円)

参照月: 令和3年3月～令和4年2月の単月

以下を記入して支給単価を計算してください。支給額は支給単価×日数となります。

申請店舗の開店日			
令和	年	月	日

令和3年3月1日～令和4年2月28日のいずれかを記載してください。

※②・⑤は消費税及び地方消費税を除いた、申請店舗の飲食部門の売上高を入力してください。

算定参照月		
令和	年	月

令和3年3月～令和4年2月の間のうち、ひと月を選択し、記載してください。

算定参照月の売上高	円	÷	参照月の日数	日	=	算定参照月の1日当たりの売上高	円
②			③			④	

※一円未満切り上げ

令和4年3月の売上高	円	÷	令和4年3月の日数	日	=	令和4年3月の1日当たりの売上高	円
⑤			⑥ 31			⑦	

※一円未満切り上げ

算定参照月の1日当たりの売上高	円	—	令和4年3月の1日当たりの売上高	円	× 0.4 =	1日当たりの売上高減少額(切り上げ前)	円
④			⑦				

千円未満を切り上げ
上限20万円

A	円
---	---

算定参照月の1日当たりの売上高	円	× 0.3 =		円	→	B	円
④							

千円未満を切り上げ
上限20万円

AとBで額の低い方が支給単価となります。(最大20万円)

支給単価(1日当たりの支給額):	円
------------------	---

<必要書類>

- ・算定参照月の帳簿(対象店舗の飲食部門のみの額がわかるもの(テイクアウト売上、物販、営業時間短縮協力金等の給付金等は除いてください)※税抜き金額が分かるもの)
- ・令和4年3月の帳簿(同上) ※税抜き金額が分かるもの
- ・算定参照月を含む確定申告書類

記載の上、必ずご提出ください

※上記計算式で支給単価を算出できた場合、以下の記入は不要です。

但し、月単位の売上高を把握することが困難な場合においては、以下の方法で支給単価を算出します

<平均方式>

平均方式を利用する場合はその理由を記載ください。

※ 平均方式を採用した年度においては、今後、その他の方式で売上高を算定する(申請ごとに方式を変更する)ことはできません。

申請店舗の開店日			
令和	年	月	日

算定参照期間: 開店日～令和4年2月28日

算定参照期間の1日当たりの売上高	⇒ (算定参照期間の売上高) ÷ (算定参照期間の日数)	円	÷	日	=	円

(消費税及び地方消費税を除く)

一円未満切り上げ

令和4年3月の1日当たりの売上高	⇒ 令和4年3月の売上高 ÷ 令和4年3月の日数	円	÷	31 日	=	円

(消費税及び地方消費税を除く)

一円未満切り上げ

(算定参照期間の1日当たりの売上高 - 令和4年3月の1日当たりの売上高) × 0.4 =		円	→	A:		円
---	--	---	---	----	--	---

千円未満を切り上げ
上限20万円

算定参照期間の1日当たりの売上高 × 0.3 =		円	→	B:		円
--------------------------	--	---	---	----	--	---

千円未満を切り上げ
上限20万円

AとBで額の低い方が支給単価となります。(最大20万円)

支給単価(1日当たりの支給額):	円
------------------	---